

募 集 要 項

1 目的

本競技は、令和7年度うまみだけ販売力強化等事業を委託するにあたり、提案競技を実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

提案競技に参加する者は下記の事項を熟知の上、参加しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできない。

2 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(3) 業務内容

令和7年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務仕様書のとおり

(4) 契約限度額

金 5,005,000 円

(消費税及び地方消費税相当額 (100分の10相当額) を含む。)

(5) スケジュール

令和7年4月21日(月)	募集・質問事項受付開始
令和7年5月2日(金)	提案競技参加資格確認申請書提出締切
令和7年5月9日(金)	質問事項受付締切
令和7年5月16日(金)	提案書提出締切
令和7年5月23日(金)	審査委員会
令和7年5月27日(火)	審査結果通知
令和7年6月下旬	委託契約締結
令和8年3月13日(金)	委託業務終了

3 業務委託に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県農林水産部 おおいたブランド推進課 販路開拓班

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

【電話】097-506-3635 【FAX】097-506-1761 【E-mail】a15320@pref.oita.lg.jp

4 委託候補者の選定

業務委託候補者の決定は、提案競技により行なう。

提案協議への参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、提案競技への参加申込みを行なった上で、仕様書の業務内容をどのような手法、体制等で実行するのか、業務を遂行するに当たっての計画、方法等について具体的に提案を行なうこと。

提案内容について、令和7年度うまみだけ販売力強化等事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて審査を行ない、本業務の実施に際し最も適した提案者を委託候補者とする。

提案競技への参加者が5社以上となった場合、審査委員会を円滑に行うため、審査委員会による審査（以下「二次審査」という。）に先立ち、審査委員会事務局にて書面による一次審査を行い、二次審査への参加者を選抜することがある。

一次審査を行った場合は、その結果をすべての参加者に電子メール等で通知する。なお、一次審査の審査結果は二次審査に影響を及ぼさないものとする。

5 提案競技参加に際しての留意事項

（1）次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から外し、若しくは委託候補者の決定を取り消す場合がある。

- ① 審査委員会の委員又は審査手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 本県提案競技について不正な利益を得るために連合した場合
- ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 参加希望者が6に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 本要項の内容に違反すると認められる場合
- ⑦ 参加希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑧ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、参加希望者が委託事業者として業務を行なうことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑩ その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

（2）参加希望者は、当該事業に対し複数の提案書の提出を行なうことはできない。

（3）提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。

（4）提出書類を提出後に辞退する際には、辞退届（第1号様式）を提出すること。

（5）その他

- ① 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- ② 提案競技への参加に要する諸費用は、全て提案者の負担とする。
- ③ 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ④ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行なう作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- ⑤ 配布する資料等は、本提案競技応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

6 提案競技参加者（提案者）の資格

参加希望者に必要な資格は次のとおりとする。

（1）募集要項を遵守するとともに、業務内容について責任を持って遂行できる法人等であること。

（2）大分県庁等で行なう業務遂行のための打合せ等に参加できる者であること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（4）大分県暴力団排除条例（平成22年9月27日大分県条例第33号）に定める暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行

なっていないこと。

- (5) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

7 提案競技の参加手続等

参加希望者は、提案競技参加資格確認申請書等の書類を次のとおり提出し、提案競技参加資格の確認を受けなければならない。なお、必要に応じ、参加希望者に対してヒアリング、書面又はファクシミリ等により提案競技参加資格要件の審査に係る内容の回答を求めたり、関係機関への意見照会を行なったりすることがある。

提案競技参加資格の確認結果は、提案競技参加資格確認通知書（第2様式）で通知することとする。

(1) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時まで（必着）とする。

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参、簡易書留郵便または電子メールで提出すること。

(4) 提出書類（各1部）

提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（第3号様式）に次の①から⑦に掲げる書類を添付し提出すること。ただし、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者である場合は、入札参加資格審査結果通知書の写し添付することで、添付書類のうち②から⑦を省略できるものとする。

- ① 総括業務責任者及び担当者名簿（第4号様式）
- ② 営業概要書（第5号様式）
- ③ 財務諸表の写し
- ④ 誓約書（第6号様式）
- ⑤ 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税）
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 委任状（第7号様式）（支店・支社等に委任する場合のみ）

8 応募に関する質問の受付

- (1) 本案件の応募についての質問は、質問票（第8号様式）により持参または電子メールで行うこと。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。また、送信後は、電話にて上記3の部局に到達確認の連絡を必ず行うこと。

① 質問の受付先：上記3に示す場所とする。

② 質問の受付期限：令和7年5月9日（金）17時まで。

- (2) 質問に対する回答は、質問者に対して速やかに電子メールで送付することとする。なお、質問及び回答は、質問票又は提案競技参加資格確認申請書兼誓約書の提出があった全ての者に対し、質問者名を伏せた上で随時送付する。ただし、提案競技参加資格確認申請書兼誓約書を提出した者で参加資格が不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

- (3) 期限を過ぎての問い合わせ及び質問票によらない問い合わせには一切回答しない。

9 提案書等の提出等

(1) 提案内容

提案書評価基準表（別紙）に基づき提案すること。

(2) 提案書等の提出

提案者は、次の場所へ書類を直接持参又は郵送（簡易書留郵便）で提出するものとする。

① 提出場所 上記3の場所に同じ。

② 提出期限 令和7年5月16日（金）17時まで（必着）

③ 提出書類等

- ・提案書（製本7部、複製用原紙1部及びPDFファイルを記録したCD-ROM1枚）
 - ・提案書評価基準表（1部）
 - ・見積書（1部）
- （消費税及び地方消費税相当額（100分の10相当額）を含む。）

(3) 提案書作成及び提出上の注意事項

- ① 提案書はA4版とし、縦、横いずれでもかまわない。文字のサイズやフォント、レイアウト、配色等については特に指定しないが、見やすさに留意すること。また、製本及び複製用原紙は両面印刷とする。
- ② 提案書評価基準表はA4版とし、企業名及び各項目の提案書記載ページを記載すること。
- ③ 専門的知識を有しないものでも、理解しやすいものとする。

(4) 一次審査

提案競技への参加者が5社以上となった場合は、審査委員会の審査に先立ち、審査委員会事務局にて一次審査を行い、二次審査への参加者を選抜することがある。一次審査を行った場合、その結果をすべての参加者に電子メール等で通知する。なお、一次審査の審査結果は二次審査に影響を及ぼさないものとする。

(5) 二次審査（プレゼンテーションの実施）

一次審査を実施した場合は一次審査で選定された者、実施しなかった場合は全ての提案競技参加者を対象として、プレゼンテーションによる二次審査を次のとおり実施する。

① 実施日程及び場所

令和7年5月23日（金）午前10時から ※変更する場合あり
大分県庁本館9階91会議室（大分市大手町3丁目1番1号）
※詳細日程については、対象者に別途通知する

② 実施方法

ア 5名以内での出席を求めて実施するが、総括業務責任者を中心として説明を行うこと。

イ 内容は、提案書の説明、提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。

ウ 時間は、1提案者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）程度を予定する。ただし提案者数に応じ変更する場合がある。

エ 説明に際し、プロジェクター等を用いて提案書の表現を補足することができる。

オ スクリーン、プロジェクターは当方で用意する。なお、プロジェクターを提案者において用意してもよい。

10 委託者の決定等

(1) 審査方法

- ① 審査委員会において、提案書評価基準表に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。
- ② 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。総合得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。
- ③ 提案者が1社の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。
- ④ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行なわず、改めて募集を行なうものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

- ① 委託候補者及び審査結果の通知方法
委託候補者は審査結果とともに通知する。審査結果は提案者全員に郵送により通知する。
- ② 他の者に係る審査の内容については問い合わせに応じない。

11 契約の締結

- (1) 委託候補者の選定後、提出された提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
- (2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とする。
- (3) 契約の手続は、大分県契約事務規則の規定に基づく。